

悪臭防止法に基づく 規制基準が変わりました

10月1日から、それぞれの物質ごとを分析機器により測定する「物質濃度規制」から臭気全体のおいを人間の嗅覚により測定する「臭気指数規制」に変わりました。規制内容は表のとおりです。

区 分	物質濃度規制	臭気指数規制
地 域 区 分	住居系地域・商業系地域（ 農業振興地域 工業地域・工業専用地域	の地域を除く地域）
規 制 対 象	・すべての工場・事業所の臭気 ・地域区分ごとに規制基準を設定	
規 制 基 準	・22の特定悪臭物質の濃度 （単位ppm）による規制 ・分析機器により測定	・臭気全体のおいの強さによる規制 ・人間の嗅覚により測定
特 徴	・臭気の発生源を特定しやすい ・複合臭や未規制物質による臭気への対応が困難	・多種多様の臭気に対応が可能 ・住民の不快感と一致しやすい

「臭気指数規制」は、ある工場や事業所から発生する臭気を採取し、無臭空気で薄めていき、何倍に薄めたらそのにおいが判別できなくなるか、というその倍率に基づく規制です。

問合せ 埼玉県環境部水環境課 ☎ 048 - 830 - 3079
生活環境課環境衛生係 内線152～154

放置自転車 クリーンキャンペーンの実施

10月1日(日)～10月31日(火)

「困ります！ 自転車 置きざり知らんぷり」

一部のマナーを守らない人たちによって放置された自転車は、車イス利用者や視覚障害者をはじめとする障害のあるかたやベビーカーを押すかたにとっては危険な障害物になり、緊急時に消防車や救急車の活動の妨げにもなります。

自転車を利用するときは、人に迷惑にならないよう一人ひとりがマナーを守ることがたいせつです。

放置自転車のない、きれいなまちにするためにご協力をお願いします。

問合せ 生活環境課生活安全係 内線152・153

